

令和6年度富里市立浩養小学校いじめ防止基本方針

富里市立浩養小学校

平成26年2月28日策定
平成27年5月18日策定
平成28年4月25日改定
平成29年4月 3日改定
平成30年4月13日改定
平成31年4月 1日改定
令和 2年4月 1日改定
令和 3年7月28日改定
令和 4年4月20日改訂
令和 5年4月20日改訂
令和 6年4月22日改訂

はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を、確立していくべきであると考えます。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、教職員、児童生徒等から幅広く意見を聴取し、「富里市立浩養小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係（学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団及びグループなどの当該児童と何らかの人的関係）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為（心身の苦痛を感じた場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等）においては、「いじめ」という言葉を使わず指導することは可能であるが、法が定義するいじめには該当する。また、意図して行

った行為ではなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくても、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。けんかやふざけ合いであっても、調査し、着目し、いじめか否かを判断する必要がある。

2 基本理念

A. いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しているといえる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

B. いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、いじめ防止対策推進法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

いじめ防止対策推進法第4条（いじめの禁止）児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている児童の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。いじめにかかわる情報を抱え込みや、隠蔽や虚偽の説明を行ったり報告を行わなかったりすることは法律違反になる可能性がある。
- (5) 発達障害またはその疑いがある児童や特別支援学級に在籍している児童がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童については、その

特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

3 いじめの禁止（本校全教職員及び児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（責務）

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（基本姿勢）

- （１）いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
- （２）児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- （３）いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- （４）いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

5 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した、「学校基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

第2章 学校いじめ対策組織

1 名称 富里市立浩養小学校いじめ対策委員会

2 組織

管理職、教務主任、養護教諭、いじめ対策相談員等からなる、校内組織を設置する。

（１）校内組織

学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，当該組織の事務担当職員，教育相談担当，情報担当教諭，養護教諭，いじめ対策相談員等。

日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

管理職，生徒指導主任，当該組織の事務担当職員，教育相談担当，養護教諭
いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案
に關係する職員が加わる。）

管理職，生徒指導主任，当該組織の事務担当職員，担任，その他必要に応じて
協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に定め，全職員の共通理解の下に
実効化されるよう，人員を配置する。

（２）家庭や地域，關係機関と連携した組織

３ 役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たす。

- （１）学校経営方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・
検証・修正の中核としての役割。
- （２）いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- （３）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
を行う役割。
- （４）いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅
速な共有，關係のある児童への事實關係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の
決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役
割。

第３章 いじめの未然防止について

１ いじめを許さない学校づくり

- （１）教育活動全体を通して，「いじめは絶対に許されない行為である。」「どの子供に
も，どの学校にも起こりうる。」という認識を全教職員，全児童が共有できる学校
風土を醸成する。
（具体例）
 - 学校全体の取組（学年に関係なく全児童を全職員で育成する体制）
 - 教科指導等における道徳的観点からの指導（道徳授業の充実）
 - ６年 携帯の出前授業（情報モラル教育の徹底）
- （２）学校は「いじめを許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という姿勢
を日頃から示す。
- （３）直接いじめに関わらなくても，見て見ぬふりをすることは傍観者としていじめに

加担していることを知らせる。また、児童に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。

- (4) 発達障害を含む障害のある児童、帰国子女、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童、性同一性障害等、東日本大震災により被災した児童及び原発事故により避難している児童、昨今の状況を鑑み、新型感染症に関わる児童(家族を含む本人・家族の感染経験・諸外国に保護者をもつ児童)など特に配慮が必要な児童、(長期欠席児童、ワクチン接種、感染症に伴う欠席をしている児童)については、教職員がその特性を理解し差別や偏見を生じさせず、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

2 児童、保護者への啓発活動

- (1) 学校便り等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。
- (2) 年度始めには、いじめ問題に対する基本方針（本方針）や保護者の責任等を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。

3 いじめに関する定期的なアンケート調査等

- (1) いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。

・ 5月中旬 10月初旬 2月上旬に実施する。

・ インターネットを通じたいじめについての質問も設ける。

・ 原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施時には、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする」「友達の書いたアンケート内容を詮索しない」ことを取り決め、全児童に周知する。

※アンケート用紙は、5年間保管するものとする。

(ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。)

- (2) 定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。

4 教職員の発言等

- (1) 教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
- (2) 不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
- (3) 学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除す

ることを確認する。

- (4) 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等、いじめを誘発する問題について認識している。

5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- (1) 教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場면을授業に取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。
- (2) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

6 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

- (1) 定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。
- (2) 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、継続的に児童理解に努める。

浩養小学校いじめ対策年間計画

(□教職員の活動 ○主に児童の活動 △保護者への説明・啓発)

	いじめ対策	留意事項
4月	□学年間の情報交換および指導記録の引き継ぎ □いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 ○いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明します) ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり △保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 □幼小中高生徒指導研修会 ○いじめゼロ宣言 ○教育相談強化週間 OSOS の出し方教育	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・学級開きの際、いじめの禁止について宣言する。
5月	○行事(体験学習・遠足等)をととした人間関係づくり □校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 <u>□「いじめアンケート」の実施と分析</u> ○教育相談の実施	・児童のたてわり班編成の場面に留意する。 ・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。
6月	○人間関係・学級のルールの見直し	※6月は児童の人間関係に変化が起きやすい時期である。
7月	○学校評価の実施→ 児童・保護者の意見を聞く ○いのちを大切にするキャンペーン	・いじめ対策を点検する。 ・県教委の実践事例を参考にする。

8月	☐ 教育相談に係る研修講座への参加 ☐ いじめに関する職員研修 ☐ 小中学生指導研修会	・相談技術の向上を図る。
9月	☐ 夏休み明けの教育相談の実施(教育相談強化習慣) ☐ 行事(運動会等)をととした人間関係	・児童の服装や言動の変化を確認する。
10月	<u>☐「いじめアンケート」の実施と分析</u>	
11月	☐ 教育相談の実施 ☐ インターネットを通じたいじめについての学習会	・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。
12月	☐ 人権週間(人権意識啓発活動) ☐ 学校評価の実施→ 児童・保護者の意見を聞く	・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	☐ 冬休み明けの教育相談の実施	・児童の服装や言動の変化を確認する。
2月	<u>☐「いじめアンケート」の実施と分析</u> ☐ 教育相談の実施 ☐ 幼小中高生徒指導情交換会	・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。
3月	☐ 記録の整理, 進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ☐ 小中の情報連携のための連絡会 ☐ 「いじめ防止基本方針」の見直し	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。

(教育活動全般)

- ・自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

(道徳教育)

- ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材「ひびけ、心のリコーダー」「いつのまに…」等を活用したり、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育を推進したりすることを通して、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした取組を実践する。

(人権教育)

- ・人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

(体験活動)

- ・単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童の学年や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。

(各種行事・キャンペーン)

- ・いじめゼロ宣言・いのちを大切にするキャンペーン・人権週間に関する取組等，目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

7 児童の自発的な活動の支援

- ・児童会活動において，いじめに関わる問題を取り上げて，児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通していじめの重大性に自ら気づき，いじめ防止に向けて強い心で主体的に行動しようとする意識を醸成していく。また，互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて推進する。)

8 SOSの出し方教育

- ・SOSの出し方教育について，年間計画に盛り込み，年度始めなど適切な時期に，県が作成した指導資料等を活用して実施する。

9 ネットいじめの対策の推進

- ・児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように，必要な啓発活動として，外部講師を招き，携帯電話教室等を行う。

10 いじめに関する教職員の研修

- ・いじめの基本認識を共有する。
- ・いじめ問題に関する指導上の留意点等について，教職員間の共通理解を図り，その観察力や対応力の向上を図る。
- ・「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して，いじめの構造やいじめの進行，いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

第4章 いじめの早期発見について

- 1 いじめはどの学校でも，どの子にも起こりうるとの認識のもと，ささいな兆候であっても，早い段階からの的確に関わりを持ちいじめを積極的に認知するとともに，いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかも知れない。」と，自覚する子もいる。「ぼくは，〇〇君をいじめているかも知れない。」と，いじめている児童に自覚を促す役目も果たす。「誰かに自分のことを書かれるといけなから，あんなこと言うのは止めておこう。」と，日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また，

全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童の共通認識になる。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐわかる。また、使役行為をされている児童、友達から「いじめられているのではないか。」と報告されている等、危険な項目に名前が書かれている児童を見つけることができる。児童の間ではやっているカードの交換、ネットいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない子どもの裏文化が見つかることもある。

この実態をふまえて、本校は子供の問題行動の具体的な指導の手立てを明確にする。これを集計して、全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き、学級だけでなく、他学級との関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応する。

また、いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている。」とは書かない場合が多々あるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。また、友達から「いじめを受けている子」の項目に名前を挙げられた児童は、いじめが相当深い段階に入っている児童と考えられるので、早急に対応しなければならない。そうした児童の発見にも役立てる。

これらを定期的に行うことで、子供たちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど、次回には書こう。」と、児童は、問題の解決を未来に託すこともできる。

なお、いじめの情報を教職員に報告した児童が不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるように配慮しなければならない。

(時期)

・ 5月中旬 10月上旬 2月上旬

(方法)

・ 低、中、高学年別に作成し記名方式で実施する。

(内容)

※学校の実態に合ったアンケート作成する。

別紙参照

2 いじめを認知する取組

アンケート調査以外に、個別面談や教育相談等を実施する。

(個別面談・教育相談)

- ・ 学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。
- ・ 面談方法や面接結果について、いじめ対策相談員等、専門的な立場からの助言を得る。

(観察)

- ・ 多くの教師が様々な教育活動を通して子供たちにかかわることにより、発見の機会を多くする。

- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童用のトイレを利用したりして、気になる場面の発見につなげる。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、発見につなげる。
- ・いじめがあった場合・発見した場合、すぐに子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

第5章 いじめの相談・通報について

教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校いじめ対策組織に報告後速やかに事実関係の把握し、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。その際、対応不要であると個人で判断せずに、すべて学校いじめ対策組織に報告・相談する。

- ・いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめの被害児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。
- ・児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事情確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援等を開始する。(スクールカウンセラーの活用等)
- ・学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- ・適切な調査に基づき、被害児童、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
- ・いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
- ・加害児童については、状況によっては、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童のみならず、他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ・学校は、加害児童生徒に対して、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童生徒又はその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合がある。

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

管理職・担任・養護教諭・相談ポスト

- ・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ・事実関係や気持ちを傾聴する
- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
- ・周囲の児童からの訴えがあった場合、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。
- ・

2 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を児童に周知する。

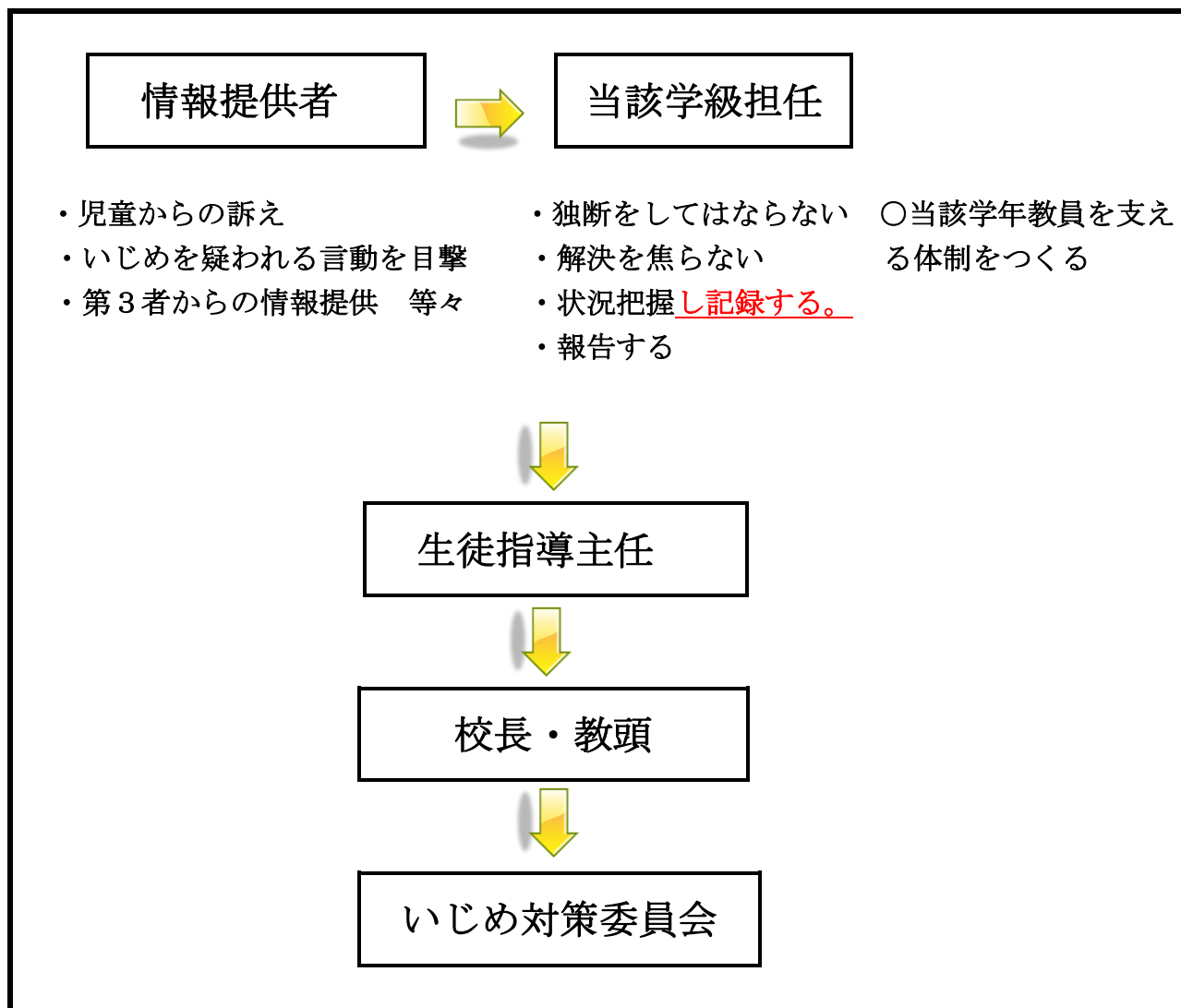
- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・富里市教育委員会 | 0 4 7 6－9 3－7 6 5 9 |
| ・富里市教育相談 | |
| 富里市ふれあいセンター | 0 4 7 6－9 1－6 6 0 0 |
| ・チャイルドライン千葉 | 0 1 2 0－9 9－7 7 7 7 |
| ・千葉県警察少年センターヤングテレホン | 0 1 2 0－7 8 3－4 9 7 |
| ・子どもの人権 110 番（法務省） | 0 1 2 0－0 0 7－1 1 0 |
| ・24時間子供 SOS ダイアル | 0 1 2 0－0－7 8 3 1 0 |
| ・子どもと親のサポートセンター | 0 1 2 0－4 1 5－4 4 6 |

3 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導

- ・いじめられていることを「恥ずかしい。」「みじめである。」と考えない。
- ・相談、通報は適切な行為であり、「ちくり」といわれるような卑怯なことではない。

第6章 いじめを認知した場合の対応について

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制



2 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発生状況の報告 ・対応方針についての相談 ・児童や保護者対応の相談	教育委員会
・いじめによる暴行，傷害，恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会 児童相談所 成田警察署（生活安全課）
・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめられた児童，いじめた児童の心のケアが必要な場合	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

3 被害者への対応

【基本的な姿勢】

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

【事実の確認】

- ・担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
- ・いじめの調査結果についても、情報を適切に提供する。

【支援】

- ・学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励ます。
- ・いじめ加害者との今後の接し方等、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝え、いつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ・授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

4 加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。
- ・事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は、学校教育法第三十五条に基づき、出席停止の手続きをとる。

【経過観察】

- ・生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、よさを認めていく。

5 観衆，傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し、集団全体で対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ・聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

6 保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない。」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう。」などの誤った発言をしないようにする。
- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問又は学校での面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子供を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子供の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・電話で簡単に対応することがないようにする。
- ・いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組んでいく。

【いじめた児童の保護者との連携】

- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をする。
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子供は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。
- ・保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

第7章 重大事態への対処について

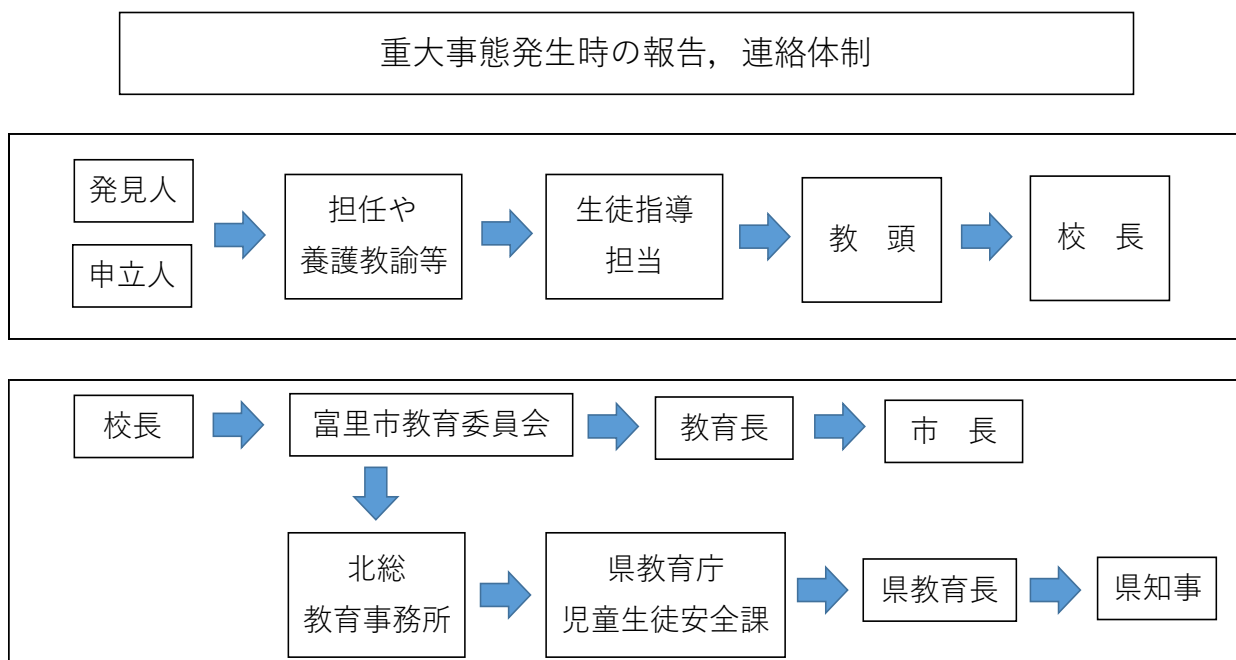
1 重大事態の基準

重大事態についての基準は、「いじめ防止対策推進法」に基づく。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
 - ・児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえ

ない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる。

2 重大事態が発生した場合の対応



3 調査について

【調査主体】

- ・ 調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、富里市教育委員会が判断する。
- ・ 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第28条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、調査組織として「富里市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設け、これが調査にあたる。

学校が調査主体になる場合には、各校のいじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。

- ・ 事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に並行して、市長による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図る。（例：アンケート収集等の初期調査を学校に置かれた調査主体が行い、分析及び追加調査を市長の下に置かれた調査主体が行う。）

【組織】

- ・いじめが発見された場合は、抱え込みを防ぐために、法に則っていじめ防止対策委員をつくり対応する。いじめを発見、本人や保護者から相談があった場合は、必ず報告する。そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行う。
- ・いじめ防止対策委員会は、その役割が多岐にわたっているため、その構成は固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが有効である。また、いじめ対策が、全職員の共通理解の下に実効化されるよう、人員配置の工夫が必要である。
- ・学校が重大事態の調査を行う場合は、校内組織を母体としつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。以下に具体例を示す。
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）
校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者の代表等
 - ② 日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）
校長、教頭、生徒指導主任、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等
 - ③ いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関わる教職員が加わる。）
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教務主任、担任、教科担任、関係学年の教員、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、その他必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

4 事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により、適切に実施する。

【事実関係を明確にする】

- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先と

した調査実施を行う。（例：アンケートの使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

- ・児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をする。
- ・初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。

【調査結果の提供および報告】

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。（情報提供）
- ・これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

【調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置】

- ・市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、市長の附属機関である「富里市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。
- ・市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

第8章 いじめの「解消」について

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。判断の時点で、本人及び保護者にいじめが解消されているかを確認する。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。また職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校側は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

第9章 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- 2 本校では，年度ごとにいじめ防止等のための取組状況を学校評価における項目に位置づけ，決して学校だけの評価で終わらないように，保護者，児童，所属職員全員で評価することを定めている。また，その結果は全職員で共通理解を図り，今後児童にどのような指導及び対応をしていくか方針を決定する。
- 3 学校いじめ防止基本方針に示された，アンケート調査，個人面談，いじめの認知と対応，校内研修等，学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し，P D C Aサイクルに基づいて取組の改善を図る。

関連法案等

- ・いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議
(平25・6・19衆議院文部科学委員会)
- ・いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議
(平25・6・19参議院文部科学委員会)
- ・いじめ防止対策推進法 (平25・6・21成立)
- ・いじめ防止対策推進法 (平25・6・28公布)
- ・いじめ防止対策推進法 (概要)
- ・いじめ防止対策推進法 (平25・9・28施行)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針の策定
(平25・10・11通知)

【引用・参考文献】

- ・いじめの問題への取組についてのチェックポイント
- ・いじめ発見のチェックポイント (学校用) (担任用) (家庭用) (6月・11月期)
「いじめ対策必携」(鹿児島県教育委員会)
- ・平成25年度「いじめの問題」政府広報
いじめのサイン 発見シート
(別掲 教職員研修資料)

いじめの未然防止について6

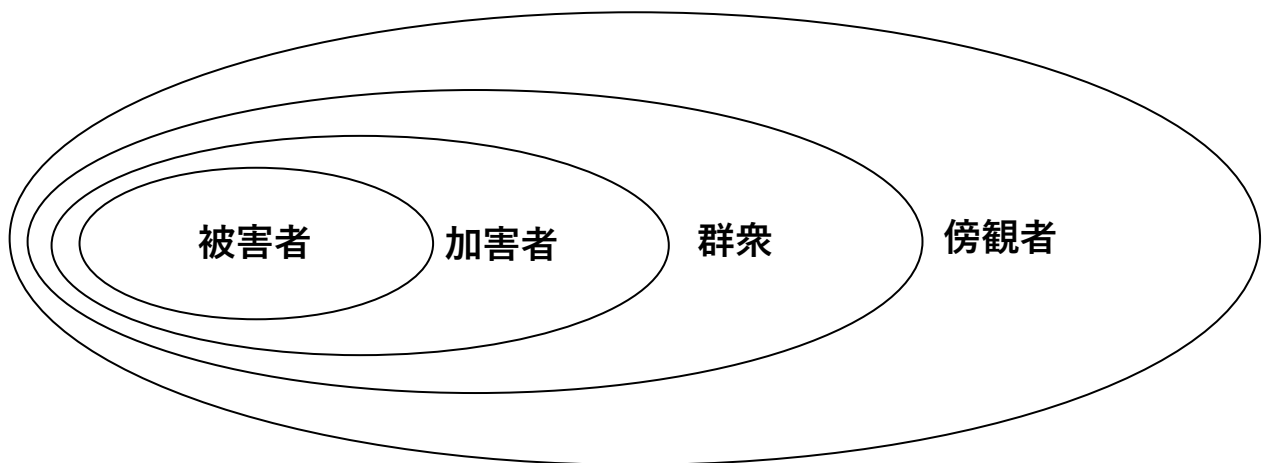
いじめに関する教職員の研修

資料1 いじめの認識

- ①いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

資料2 いじめの4層構造及び態様

いじめは単にいじめを受けている児童（生徒）といじめている児童（生徒）との関係だけでとらえてはいけない。いじめは四層構造になっている。



被害者：いじめを受けている児童(生徒)

加害者：いじめをしている児童(生徒)

群衆：周りではやし立てる児童(生徒)

傍観者：見て見ぬふりをする児童(生徒)

○いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・その他

○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子供に向けることがある。

○いじめている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

○いじめの原因

- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子供のストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

資料3 いじめ発見のポイント

■登下校時

- ★遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）
- ★始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ★教職員と視線が合わず、うつむいている。挨拶をしなくなる。
- ★特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。
- ★一緒に登下校する友人が違ってくる。

■朝の会

- ★提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。

- ★元気がなく、表情がさえない。
- ★体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ★担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ★欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

■授業中

- ★保健室、トイレに行くようになる。
- ★授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ★決められた座席と違う場所に座っている。
- ★周囲の子が机、椅子を離して座ろうとする。
- ★教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ★正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ★他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ★球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

■休憩時間・昼食時・清掃時

- ★給食・弁当等を一人で食べることが多い。
- ★一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ★遊びと称して、友達とふざけ合っているが表情がさえない。
- ★掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

■帰りの会、ショートホームルーム、放課後

- ★用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。
- ★靴や傘など、持ち物が紛失する。
- ★帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。
- ★班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。
- ★あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。

資料4 「けんか・からかい」と「いじめ」の区別

子供同士の関わりには、いじめなのか、いたずらや悪ふざけなのか、その識別が難しいものがたくさんあります。教師もその判断に迷います。「いじめ」と「けんか、からかい」の決定的な違いは、そこに「対等な力関係があるかどうか」「動機とそれに伴う感情」の2点があげられます。

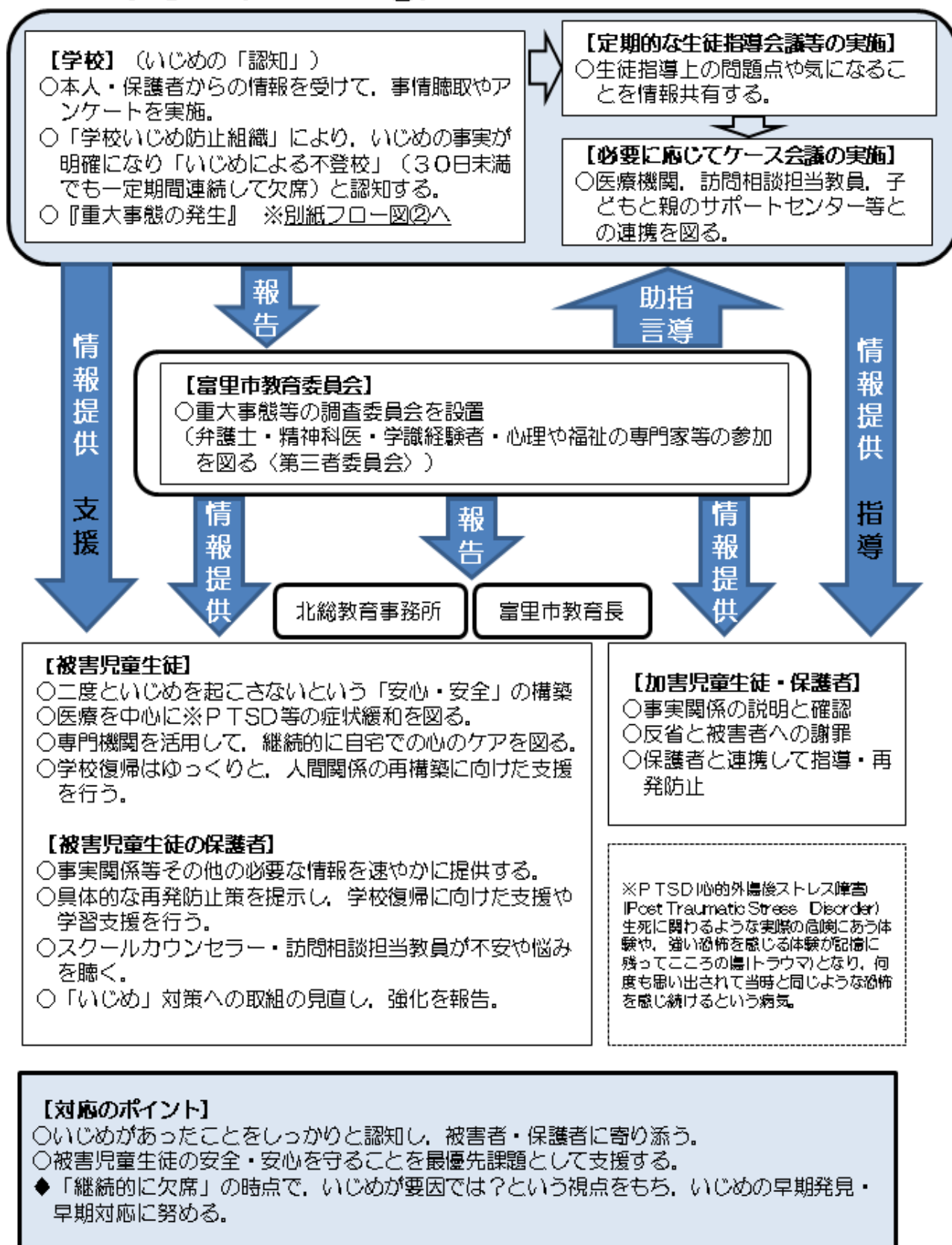
「けんか」は、意思疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされるため、自分の意志や思い、利益が遂げられることによって相手との関係は修復されます。関係修復が願望としてありながら、そうはできない現実に苦しみ、葛藤し、時には怒りの感情を引き起こしますが、本心は、「仲良くなりたい」「自分の気持ちを分

かってほしい」という気持ちが根底にあります。どれだけかっとなっても、徹底的に相手に打撃を与えることを目的とはしません。一時的に身体的苦痛を与えたとしても、どちらかが歩み寄れば、関係は修復されます。

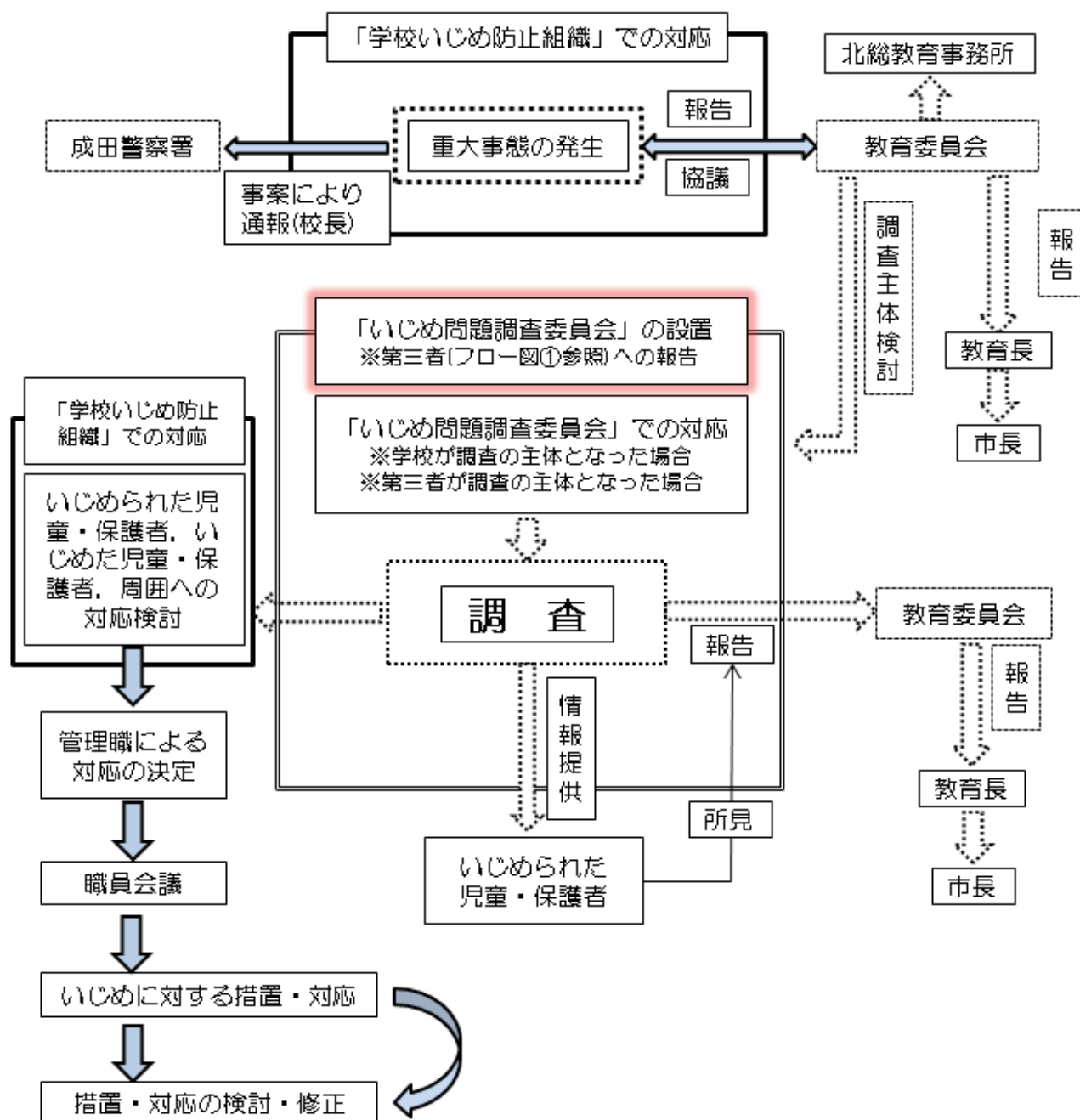
「からかい」は、仲の良い友達同士でも見られます。からかい合っている子供には、あざけているときにはない陽気な感じがあります。お互いにからかったり、からかわれたりという対等な関係であり、からかわれた子供が傷つかない原則、心構えをもっています。従って、片方がうっかり相手を傷つけるようなことを言ったり、面と向かって言いにくいことを面白いことのふりをして言い、相手が傷ついたことに気づいたりしたら、言った側は、自分の過ちを認め、行いを改めます。必要以上にしつこくしたり、過剰に追いつめたりするということもありません。「和気藹々（あいあい）」と表現されるように、親しい友達だからこそ優しいからかいの応酬ができるのです。

これに対して「いじめ」は相手が「負け」を認めているにも関わらず、執拗に特定の子を継続的にあざけり（からかい）、攻撃を続けます。「いじめ」は相手に精神的な苦痛を与えることを目的として行うため、相手が苦痛に感じていることに喜びを感じていきます。ゆえに、この行為は継続し、エスカレートしていきます。この点に関して、意思疎通の支障や利害の不一致から生じるトラブルやけんか、お互いの尊厳が保たれ相手を傷つける意図のない「からかい」と、まったく違う性質のものと言えます。

いじめ対応（フロー図①）

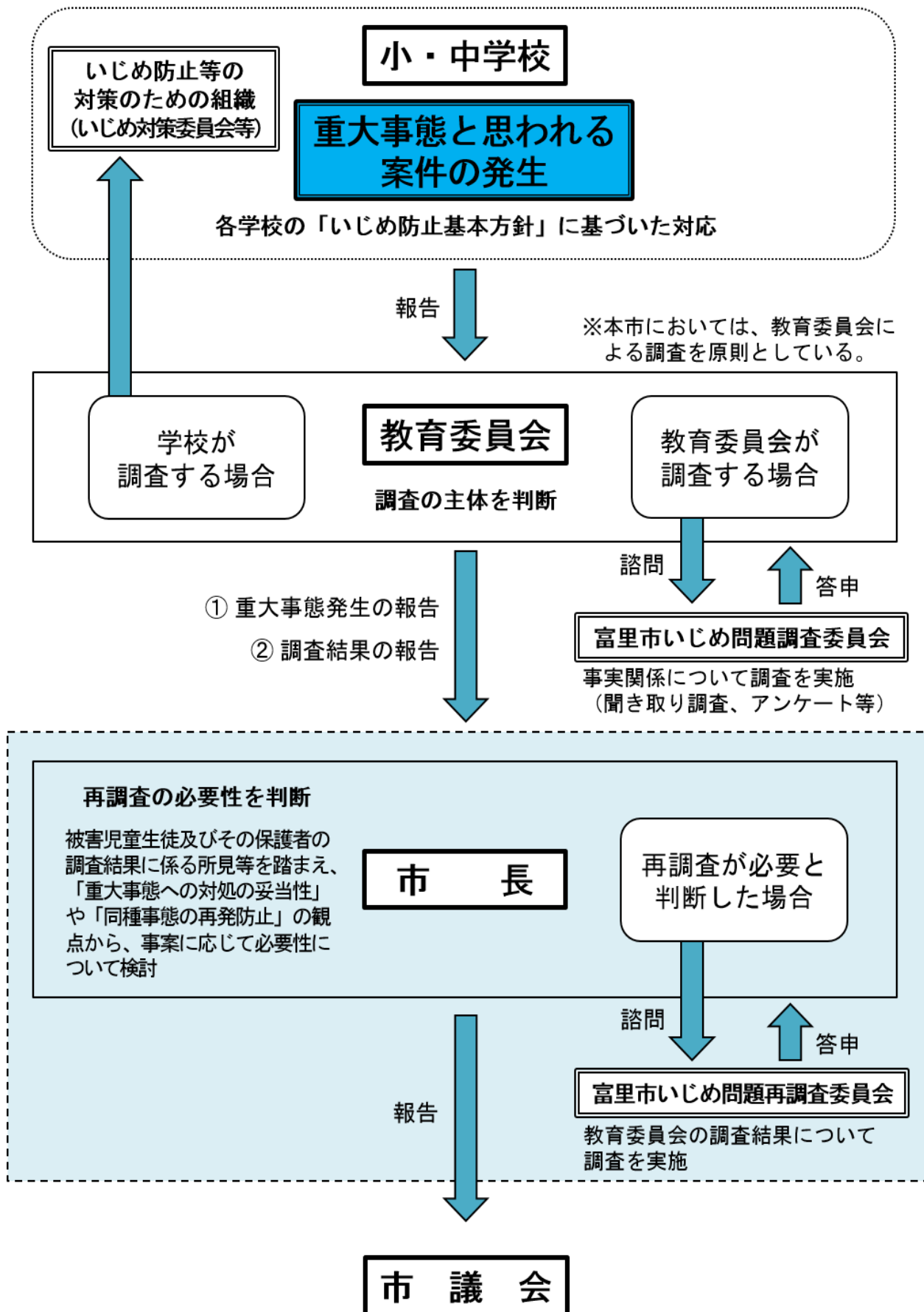


重大事態の発生（別紙フロー図②）



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

重大事態の対応（別紙フロー図③）



こうようっこ せいかつ アンケート ねん ばん なまえ ()

このアンケートは、みなさんがより楽しく生活するためのものです。先生以外の人には見せません。すなおな気持ちで正直に答えてください。

①いま、がんばっていることは、なんですか？				
②いま、たのしいことは、なんですか？				
③いまの学年になってから、友達に、いやなことを <u>された</u> ことがありますか？ () ない () ある ⇒ 右へ	それは、どんなことですか？ <table border="1"> <tr> <td>だれに</td> <td>どんなこと</td> </tr> </table> それは、いまもつづいていますか？ () つづいている () つづいていない	だれに	どんなこと	
だれに	どんなこと			
④いまの学年になってから、友達が、いやなことを <u>されているのを、見た</u> ことがありますか？ () ない () ある ⇒ 右へ	それは、どんなことですか？ <table border="1"> <tr> <td>だれが</td> <td>だれに</td> <td>どんなこと</td> </tr> </table> それは、いまもつづいていますか？ () つづいている () つづいていない	だれが	だれに	どんなこと
だれが	だれに	どんなこと		
⑤いまの学年になってから、友達に、いやなことを <u>してしまった</u> ことがありますか？ () ない () ある ⇒ 右へ	それは、どんなことですか？ <table border="1"> <tr> <td>だれに</td> <td>どんなこと</td> </tr> </table> それを、いまもつづけていますか？ () つづけている () つづけていない	だれに	どんなこと	
だれに	どんなこと			
⑥自分の携帯電話（キッズけいたい以外）をもっていますか？ () ない () もっている ⇒ 右へ	携帯電話をどんなことにつかっていますか？ 平日、1日にどのくらいの時間、つかっていますか？ (れい 10分くらい ・ 1時間くらい)			
⑦携帯電話やインターネット（ラインなどの SNS）で、いやなことをされたことがありますか？ () ない () ある ⇒ 右へ	それは、どんなことですか？ <table border="1"> <tr> <td>だれに</td> <td>どんなこと</td> </tr> </table> それは、いまもつづいていますか？ () つづいている () つづいていない	だれに	どんなこと	
だれに	どんなこと			
⑧何かなやんでいることはありますか？ () ない () ある ⇒ 右へ	それは、どんなことですか？ () 友達のこと () 勉強のこと () 先生のこと () 家のこと () 自分のこと そのほか <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> </table>			
⑨何か相談したいことはありますか？ () ない () ある ⇒ 右へ	だれに相談したいですか？ () 担任の先生 () 学校のほかの先生 ⇒ () 先生 () なやみごと相談員の先生 () 家族 どんなことを相談したいですか？ (書かなくても大丈夫です。) <table border="1"> <tr> <td> </td> </tr> </table>			

年 月